

お申込みから初診のながれ

## 1. お申込み

パンフレットと一緒にお申込用紙を入れさせて頂いております。  
お分かりになる範囲で結構ですので、お申込み用紙に必要事項をご記入の上、  
FAXにてご送信下さい。お電話でのお申込みも受け付けております。

➡ FAX: 03-5426-1210

➡ TEL: 0120-48-6480



## 2. アポイントのご連絡

お申込みを頂きましたら、こちらからうかがえる候補日とお時間をお伝え致します。  
アポイントのご連絡はご家族様直接、又はケアマネージャー様を通してのどちらでもご対応致します。

➡ アポイントの決定

※ご家族様とのアポイント連絡の場合、日程が決まりましたら必ずケアマネージャー様にご報告させて頂きます。



## 3. 治療開始(初診)

初診時、特にご準備して頂くものはございませんが、保険診療ですので保険証(医療・介護とも)をご用意下さい。  
ご自宅に伺いましたら歯科医師が、症状、心身の御容態、ご希望等を詳しく伺った上で治療計画を作成致します。  
初回は無料歯科健診のみを行うことも可能ですので、ご活用下さい。

➡ 治療計画書の作成



## 4. ご報告

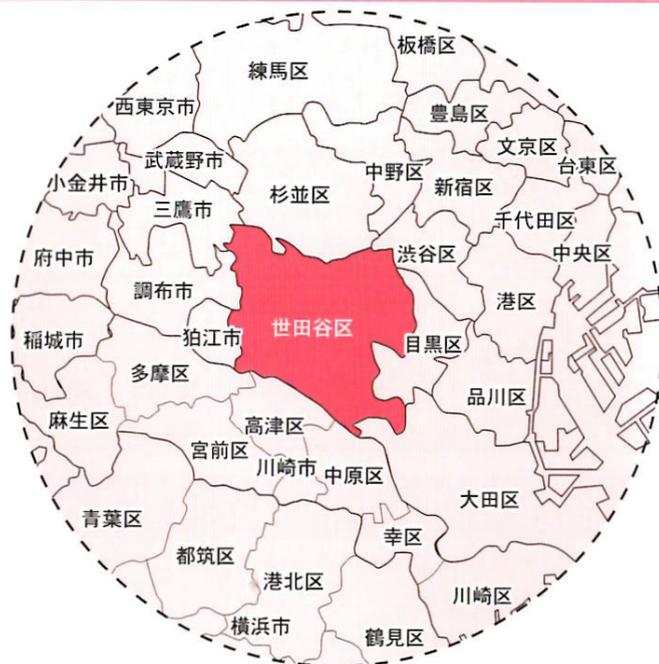
こちらで作成した患者様用の診療ファイルをご自宅に置かせて頂き、毎回の診療記録を書面でご提供致します。  
また、ケアマネージャー様にも毎月必ず診療内容のご報告をさせて頂きます。

➡ 毎回の診療報告書を記録、提供



定期診療

## 訪問歯科診療エリア



当院を中心とした半径16Km内が訪問歯科診療エリアとなります。

## 診療日及び診療時間

日～土曜日 午前10:00～午後6:00

※ 祝日は休診となります

## お申込方法

ヨイハ ハ ムシバゼロ

 0120-48-6480

FAX: 03-5426-1210

お電話、もしくはFAXにてお申込み下さい。

休診日はこちらにご連絡下さい。080-3570-6480

〒154-0015

東京都世田谷区桜新町2-9-6 blossom桜新町2F

<http://www.dental-sakurashinmachi.com/>

歯科医院に通うことのできない方々へ…

ご自宅のベッドサイドで歯科治療が受けられます



## 訪問歯科診療



医療法人社団桜宗会  
デンタルオフィス桜新町



理事長  
歯学博士

ミヤサカ ムネナガ  
宮坂 宗永

- 国立東京医科歯科大学・大学院 卒
- 国立東京医科歯科大学・義歯外来 元助教、現非常勤講師

歯科医院に通院したくてもできない、すべての方に...

東京医科歯科大学で行われている“世界標準”の治療に優しいエッセンスを加えた治療を行ってまいります。歯について少しでも気になる事がありましたらお気軽にご相談下さい。

## 主な診療内容

義歯作製・修理、虫歯治療、根の治療  
抜歯、歯周治療、摂食嚥下検査・訓練・指導  
口腔ケア 等...

歯科医院で行うほとんどの治療が可能です。

## 使用する器材と診療場所

最近器材を取り揃えており、全て持ち運びが可能ですのでベッドサイドに院内と同レベルの歯科治療設備を再現することができます。



レントゲン



内視鏡

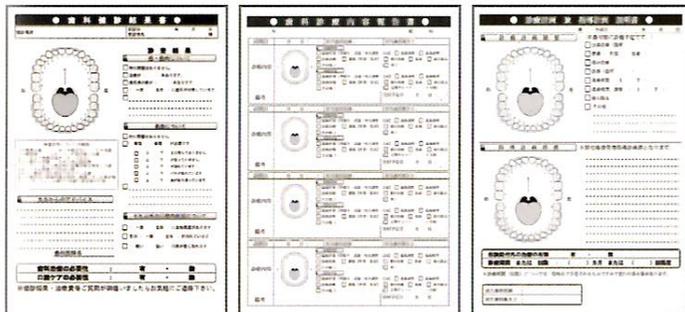


お椅子、ソファ、車イス、ベッド...その他患者様が普段お過ごしの方所で治療を受けて頂く事ができます。

※血圧計・ハルスオキシメーターも常備携帯しております

## 各種ご報告書

当院では、歯科健診時から治療終了時まで毎診療時に診療内容報告書を作成しております。ご家族様、ケアマネージャー様等診療時に立ち会えない方でも診療の進行状況や患者様の口腔内状況を随時把握する事が可能です。



## 訪問診療の対象となる方

お一人で歯科医院に通院出来ない方が対象となります。

対象者の原因疾患例

- 脳血管障害 ● 高血圧 ● 心臓病 ● 呼吸器疾患
- 神経疾患 ● 認知症 ● 外傷、骨折 ● 腰痛、関節痛
- 糖尿病 ● 肝臓病 ● 腎臓病 ● その他

訪問対象者に該当するかの判断は歯科医師が行います。

## 紹介先病院

当院では近隣の総合病院と連携して地域医療を行っております。入院や専門的な検査が必要な場合には、最適な医療機関をご紹介しますのでご相談下さい。

- 国立東京医科歯科大学病院 ● 国立東京医療センター など

口腔ケア教室、歯科健診を随時行っております。  
お気軽にご相談下さい。



基本費用は保険診療となります。

医療保険に加え、介護保険も適用されます。

医療保険 + 介護保険

※交通費および出張費等の費用は一切いたしません。

## 健康保険

一般の医療保険の一部負担金と同じ取り扱いになります。

## 後期高齢者医療制度

医療費の二割（または三割）が一部負担金となります。

## 障害者・生活保護

各市町村の減免と同じ取り扱いになります。

## 介護保険

在宅の場合は居宅療養管理指導費が介護保険の適用となります(ケアプランとは別枠)。

- 訪問歯科診療のご利用は、医師により「通院困難」と判断された方が対象です。
- 料金の詳細につきましては、訪問時に歯科医師よりご説明させていただきます。
- 介護保険が適用されますが、ケアプランの対象となる限度額の「枠外」になります。
- 他の医療費も含めて、医療費控除対象となります。

交通費・出張費等の費用は一切かかりません。

